

クリーンウッド法を機会に環境配慮型製品が充実

主事研究員 安藤範親

1 クリーンウッド法開始へ

2016年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称、クリーンウッド法)が制定された。17年2月には農林水産省、経済産業省、国土交通省の3省が合法伐採木材の利用判断基準や基本方針となる運用案を公表、5月20日の施行が予定されている。

産地偽装、盗伐、過剰伐採、許可の不正取得など各国の法規制に違反して収穫された木材の流通は、森林面積の減少につながることから地球温暖化の促進や生物多様性の損失、地域社会の破壊をもたらす。クリーンウッド法は、生産国での取締りに加えて買う側が合法性を確認することで木材産業の持続的かつ健全な発展を目指しており、日本または外国の法令に適合した合法伐採木材の利用によって、地域および地球の環境の保全につなげることを狙う。

2 違法伐採対策は国際的な動き

日本は06年のグリーン購入法(2000年制定)で、木材の合法性基準を追加し、政府機関が調達対象とする木材・木材製品について、合法性、持続可能性を証明されたものとするを義務付けた。しかし、公共調達は木材製品の消費全体の5%しかなく、それ以外の95%については、違法な木材製品の取引を防止する規制がなかった(舂井(2014))。

海外では、違法伐採木材の流通を防ぐ法律が08年米国、10年カナダ、13年EU、14年豪州など先進国を中心に施行されている。国際的な違法伐採対策の動きに対して、日本では

NGO等の団体による政府や企業への働きかけのほか、与党の検討チームや林政小委員会などで議論が進められた。結果、クリーンウッド法により今まで規制の対象外であった民間事業者も、政府調達と同様、合法的に伐採された木材の利用に努めるよう求められることとなった。

3 世界が足並みをそろえる必要

UNEP(国連環境計画)およびINTERPOL(国際刑事警察機構)(2012)は、世界の木材貿易の15~30%は違法伐採と推定、UNODC(国連薬物・犯罪事務所)(2013)は、アジア・太平洋地域の主要熱帯木材生産国での木材輸出の30~40%は違法伐採であると推定している。

違法伐採対策の取組みが日本や欧米で進むものの違法伐採は止まっていない。背景には、中国やインドなど規制の緩い市場に違法伐採木材が流入していることや、ブラジル、インドネシア、マレーシアなどでのパーム油や大豆、牛肉などの生産を増やすための無計画な林地の農地転用などが原因に挙げられる(IUFRO[国際森林研究機関連合](2016))。違法伐採対策の強化に向けては世界が足並みをそろえた対策を実施する必要がある。

なお、日本の輸入品については、輸入木材製品の12%、紙製品の7%が違法伐採された木材である可能性がある(舂井(2014))。違法性の高い輸入のうち、合板と紙が全体の約3分の2を占め、家具は16%を占める。

4 クリーンウッド法の概要

公表された運用案によると、事業者は業種ごとに第一種と第二種に区分される。第一種と位置づけられた原木市場や製材工場、輸出入業者など川上の事業者は、森林所有者などの購入先から伐採届等の証明書を収集することが求められる。合法性の証明方法は林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、森林・林業・木材産業関係の団体認定と森林認証制度および個別企業等の独自の取組みによる証明方法があるほか、都道府県等による認証制度も証明に活用できる。輸入材は、各国の法令や合法性の証明制度に即していることの確認・証明作業が必要となる。また、第二種と位置づけられた建材メーカーや建設業者、バイオマス発電事業者など川下の事業者は、購入先が発行する書類に基づいて合法性を確認することが求められる。

対象となる木材等は、合法木材の確認方法が定まっているグリーン購入法の対象品をベースに規定された。丸太、単板、合板、ツキ板、ペレット、チップ、製材、集成材、単板積層材(LVL)などのほか、家具類やフローリング、木質系セメント板、サイディングボード、紙・パルプが対象となる。一方で木質ボード(PB、MDF、OSB)は廃木材をリサイクルした製品が多いという理由で対象外となった。なお、法の対象となる木材等については、今後、法の施行の状況等を踏まえて見直される。

5 環境配慮型製品が充実

クリーンウッド法の登場で合法木材の利用拡大や、森林認証材の活用促進が予想されることから、企業の対応が進みつつある。例えば、建材商社の伊藤忠建材は、クリーンウッド法に準拠するため18年4月から輸入・出荷

する製品についてはすべて合法木材とすると発表した。さらに、ジャパン建材は、17年4月からクリーンウッド法に則して環境に配慮した木質製品群「J-GREEN」を発売している。ポラテックは、17年4月からプレカット事業で使用する木材は合法性を確認できた木材のみを使用し、確認できないものは使わない意向を示している。以上のように、環境や社会への配慮を念頭においた商品の取扱いや開発など企業活動にも影響が表れ始めている。

6 利用拡大に期待

クリーンウッド法は、合法木材の使用について努力義務とし違反に対する罰則がないこと、合法性確認のための企業負担が大きくなることなどもあり実効性への懸念がある。一方で、違法伐採木材の取扱いはリスクとして顕在化しつつあることから、規制環境の変化を事業機会の到来と捉える動きもみられ、合法木材の利用進展が期待される。また、違法伐採が少ないとされる国産材の積極的な活用も見込まれる。

更なる利用拡大に向けては、一般消費者に対して合法木材の利用が地球環境問題の解決に貢献すると伝えられるかどうか鍵となるだろう。

<参考文献>

- ・ 舩井まり(2014)「違法木材の取引：日本における取組」CHATHAM HOUSE
- ・ UNEP and INTERPOL(2012), *Green Carbon, Black Trade: Illegal Logging, Tax Fraud and Laundering in the World's Tropical Forests*.
- ・ UNODC(2013), *Transnational Organized Crime in East Asia and the Pacific*.
- ・ IUFRO(2016), *Illegal Logging and Related Timber Trade - Dimensions, Drivers, Impacts and Responses*.

(あんど う のりちか)